

選挙特報

愛知県議会議員一般選挙

県政に 思いよ 届け この一票

とき 4月12日(日) 午前7時～午後8時まで
ところ 市内 15投票所

▶問合せ 知立市選挙管理委員会(市役所総務課内 ☎95-0113)

投票できる人

平成7年4月13日以前に生まれた人で、平成27年1月2日以前に知立市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に居住している日本国民。なお、平成27年1月3日以降に知立市に転入した人は、今回の選挙では知立市の選挙人名簿に登録されませんので、投票できません。

投票所

市内15か所の投票所。

投票所入場券に投票所が記載してあります。
(5ページの地図を参考にしてください。)

代理投票・点字投票

手や腕のけがなどで字が書けない人、読み書きの十分でない人のための代理投票、目の不自由な人のための点字投票制度が設けられています。

投票所入場券

入場券は、郵送でお届けします。

投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

投票所入場券は、1人1枚、世帯ごとに封筒に入っています。投票には自分の投票所入場券を投票所へお持ちください。

開票

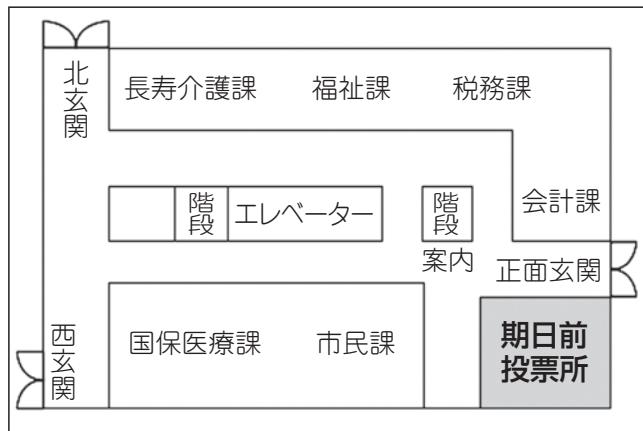
投票日の午後8時45分から
中央公民館講堂で行います。

期日前投票

4月12日(日)の投票日に仕事や用事などで投票に行けない人は、前もって期日前投票をすることができます。

とき 4月4日(土)～11日(土)
午前8時30分～午後8時
ところ 市役所1階 正面玄関ロビー
持ち物 投票所入場券(投票所入場券がなくても投票できます。)

■市役所1階



※外国人相談コーナーは、期間中、2階市民相談コーナー横へ移動します。

平日の午後5時15分～8時および土・日曜日は、北玄関と西玄関からは入れませんので、正面玄関をご利用ください。



不在者投票

仕事や用事などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、病院に入院中や老人ホームや老人保健施設等に入所中等の人は、県の選挙管理委員会の指定を受けている施設であれば、その施設内で不在者投票ができます。投票日に間に合うよう、早めに請求し、投票してください。

(1)名簿登録地の市区町村以外で投票する場合

○名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合どこで投票したいかを伝えます。

○交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

(2)病院、老人ホーム等の施設で投票する場合

知立市内外問わず県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設等に入所している人は、その施設で投票することができます。

投票用紙などは施設長等を通じて請求することができ、投票は施設長等の管理する場所で行います。

施設に入所中や病院に入院中の人は、一度、施設や病院等にお問合せください。

(3)郵便等で投票する場合

身体に一定以上の障がいがある人のための制度で、郵便等投票証明書の交付など、あらかじめの手続きが必要です。

郵便等による不在者投票ができる人は、下表の事項に該当する人です。(詳しくは選挙管理委員会へお問合せください。)

| 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 | 介護保険被保険者証 |
|--|--|--------------|
| 両下肢、体幹、移動機能の障がい 【1級または2級】 | 両下肢、体幹の障がい 【特別項症から第2項症】 | |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい 【1級または3級】 | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい 【特別項症から第3項症】 | 要介護状態区分が要介護5 |
| 免疫、肝臓の障がい 【1級から3級まで】 | | |

***代理記載制度**

郵便等の不在者投票で本人が記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度で、次の人が対象となります。

①身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人

②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

転出・転入された人へ

***転出された人**

県内の他市町村へ転出した人で、知立市の選挙人名簿に登録されている人は、知立市で投票することになります。なお、その場合は、「市町村長の証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）」がないと投票できません。（県内各市区町村の市民課、住民課で取得できます。）

投票するまでに、ご用意ください。（期日前投票・不在者投票でも必要です。）

***転入された人**

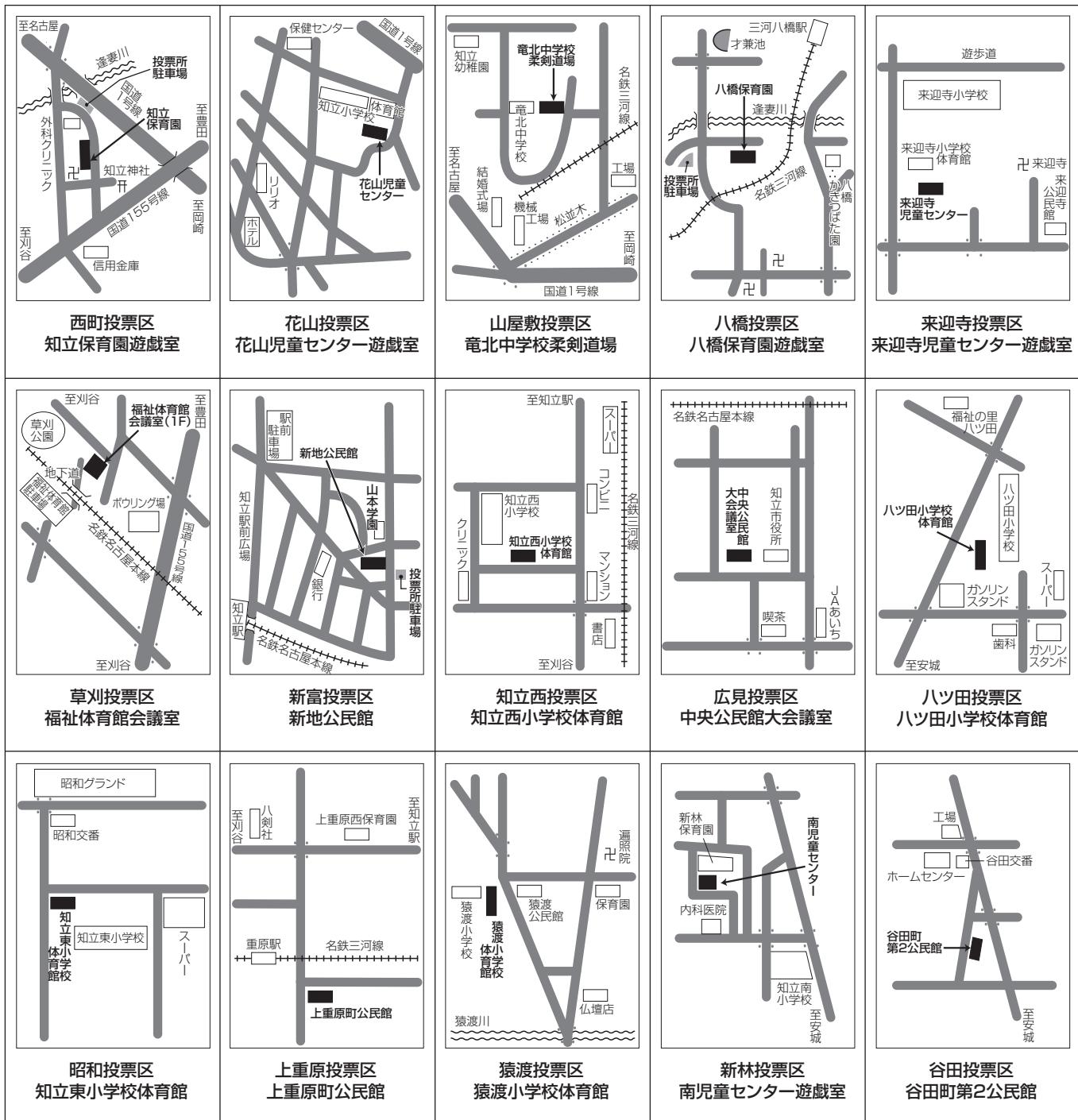
平成27年1月3日以降に県内の他市町村から転入した人は、前住所地で投票することになります。（前住所地の選挙人名簿に登録されていること。）

この場合も、「市町村長の証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）」が必要となります。（県内各市区町村の市民課、住民課で取得できます。）

投票するまでに、ご用意ください。（期日前投票・不在者投票でも必要です。）

選挙特報

愛知県議会議員一般選挙 投票所



～必ず入場券に記載された投票所で投票してください～